

支部規約第 8 条（会員資格の喪失）（ 1 ）項に係る内規の制定について

第 8 条 次の各号に該当する場合は、会員の資格を喪失する。

（ 1 ） 理由なく支部の活動に協力しない者

（以下略）

概要

当該の条項については、これまで具体的な要件が規定されていなかったので適用事例はないが、2024 年 3 月 9 日に開催された 2023 年度支部総会において、当該条項に関する内規を設けることが議決された。

内規

「3 年以上、総会・出動態勢訓練・勉強会・オンエアーミーティング等の支部活動への参加が一度もなく、かつ総会開催案内返信等での次年度会員資格継続意思の表明がない会員にあっては、支部規約第 8 条

（ 1 ）『理由なく支部の活動に協力しない者』の条項を適用し会員の資格を喪失するものとする。

なお、本内規にあっては 2024 年(令和 6 年)3 月 9 日の 2023 年度支部総会での承認により、同日をもって発効するものとする。」